

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
6	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し	滋賀県	1～14
7	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和	島牧村	15～24
28	70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化	洲本市 川西市 川越市	25～44 45～50 51～60
31	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大	広島市	61～72
1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	指定都市 市長会	73～78
26	駐車場出入口設置に係る規制緩和	指定都市 市長会	79～81

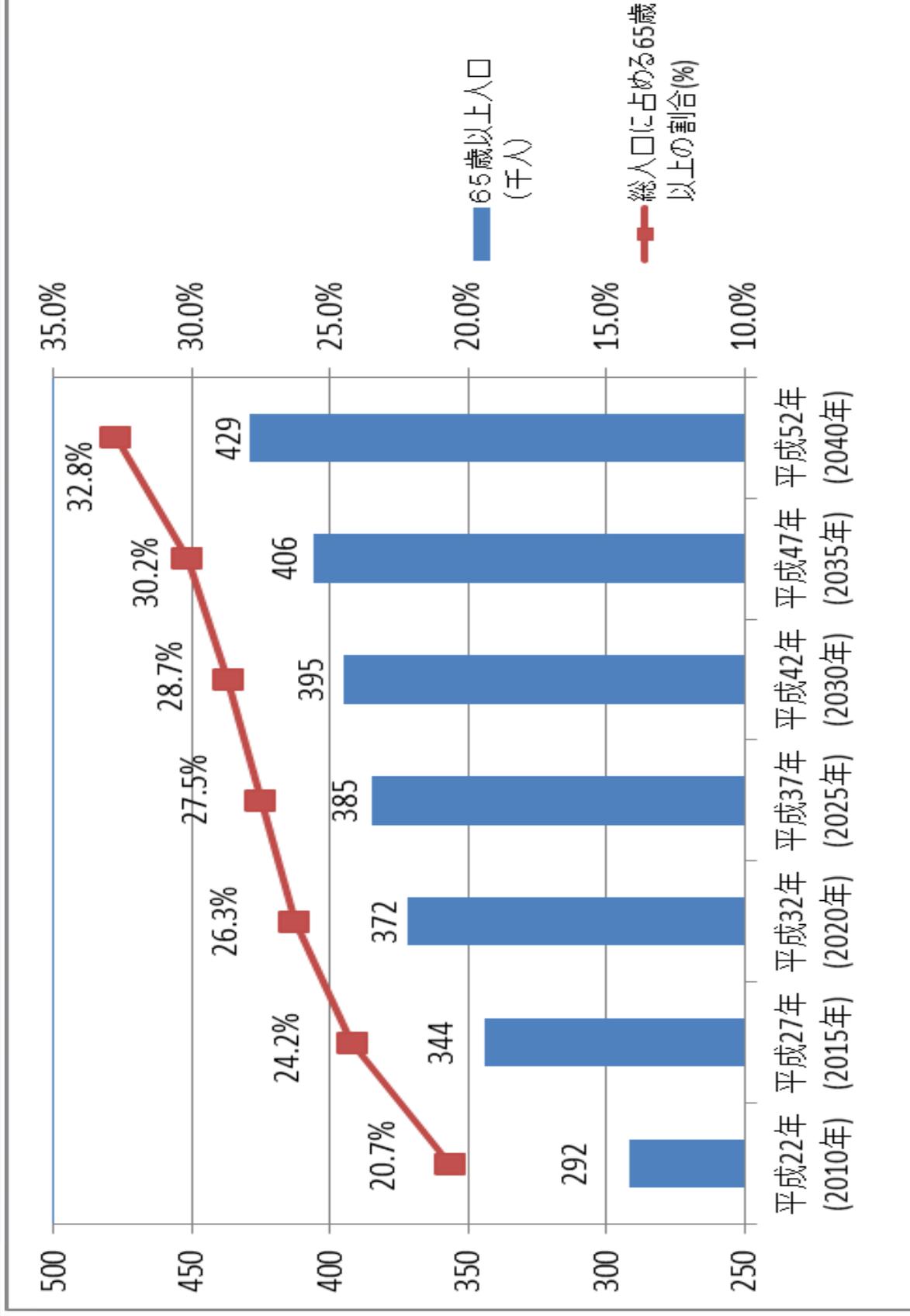
地方分権改革に係る提案 (サテライト型養護老人ホームの 設置基準について)

平成28年7月12日

滋賀県

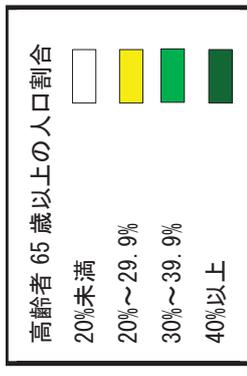
1. 滋賀県における高齢化の状況等

(1) 滋賀県における高齢者人口の推移〔推計〕



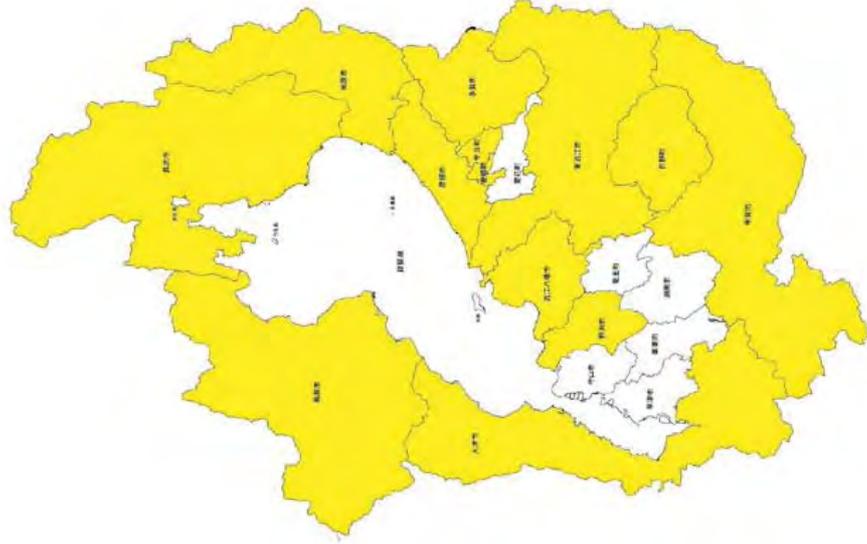
(2) 県内市町における高齢者人口割合〔推計〕

- 高齢者65歳以上の割合が、2010年では全ての市町で3割以下であったのが、2040年ではほとんどの市町で3割以上となり、一部4割を超える市町もある。

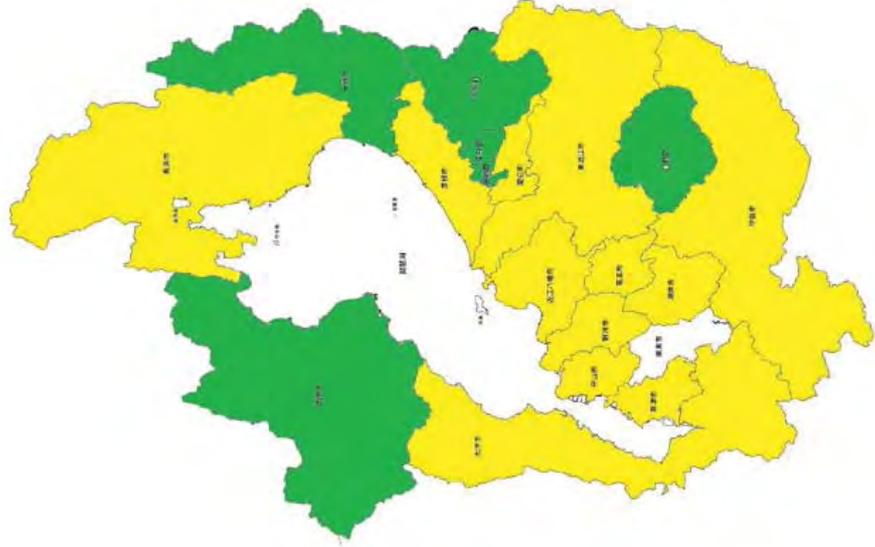


県内市町高齢者 65 歳以上人口割合図

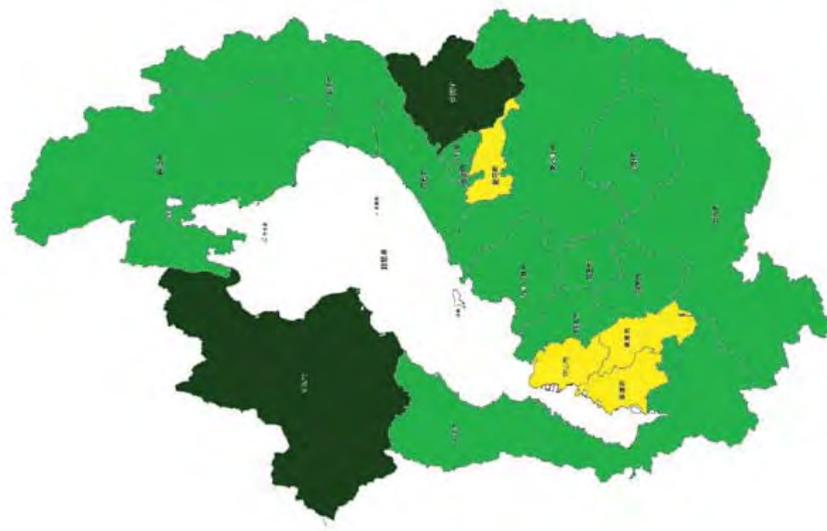
2010年



2025年

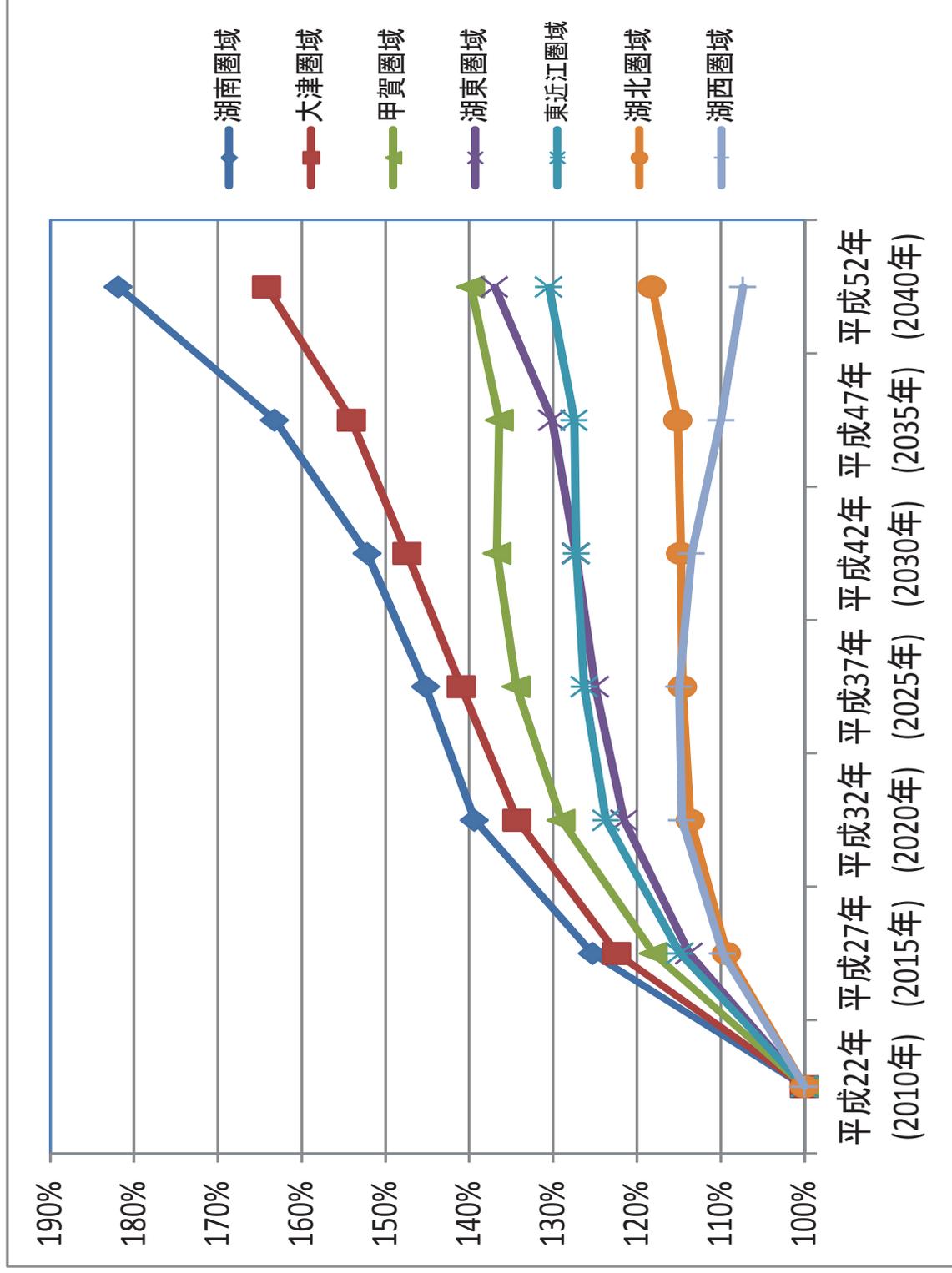


2040年

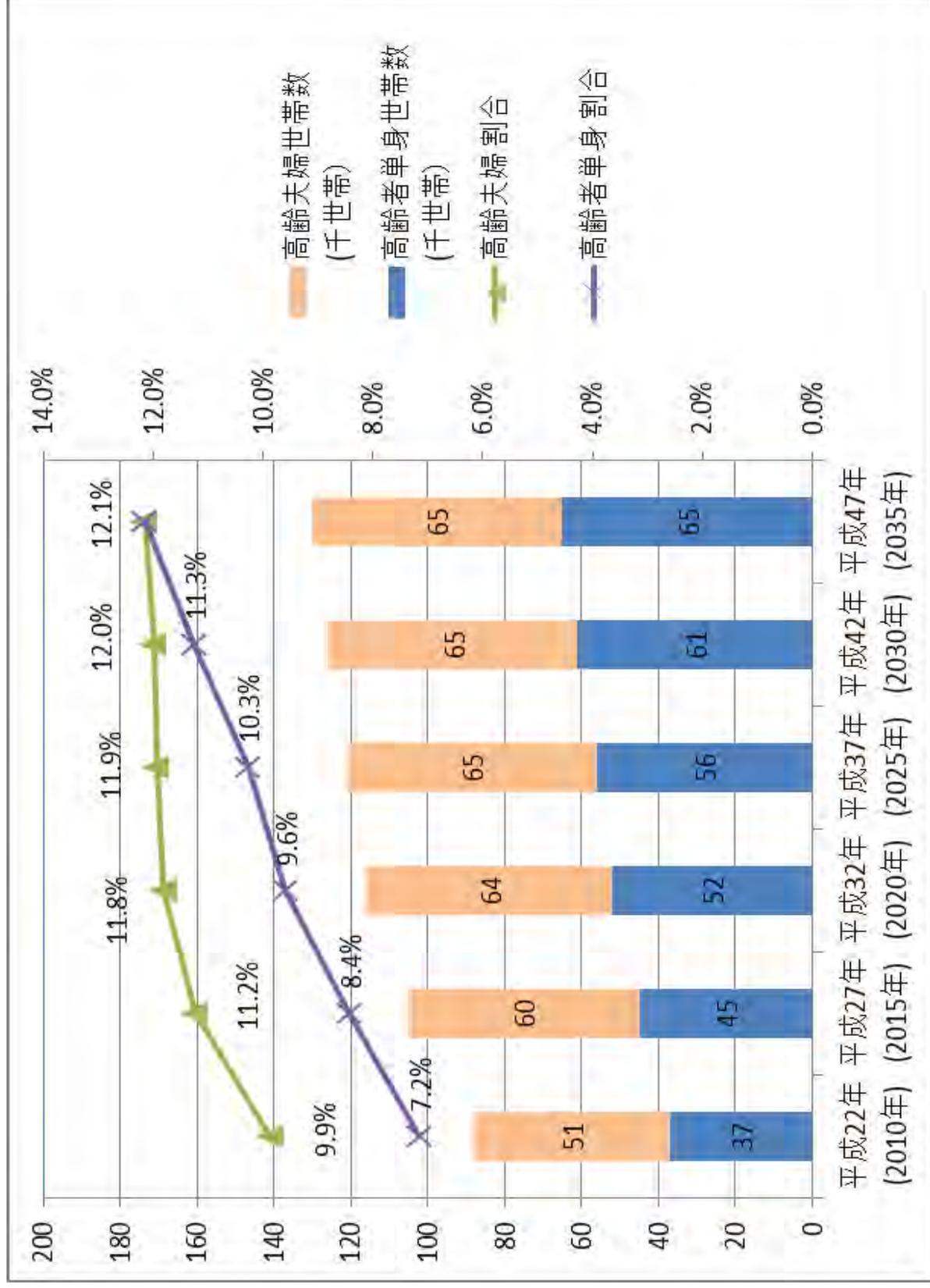


(3) 圏域別の高齢者人口割合〔推計〕

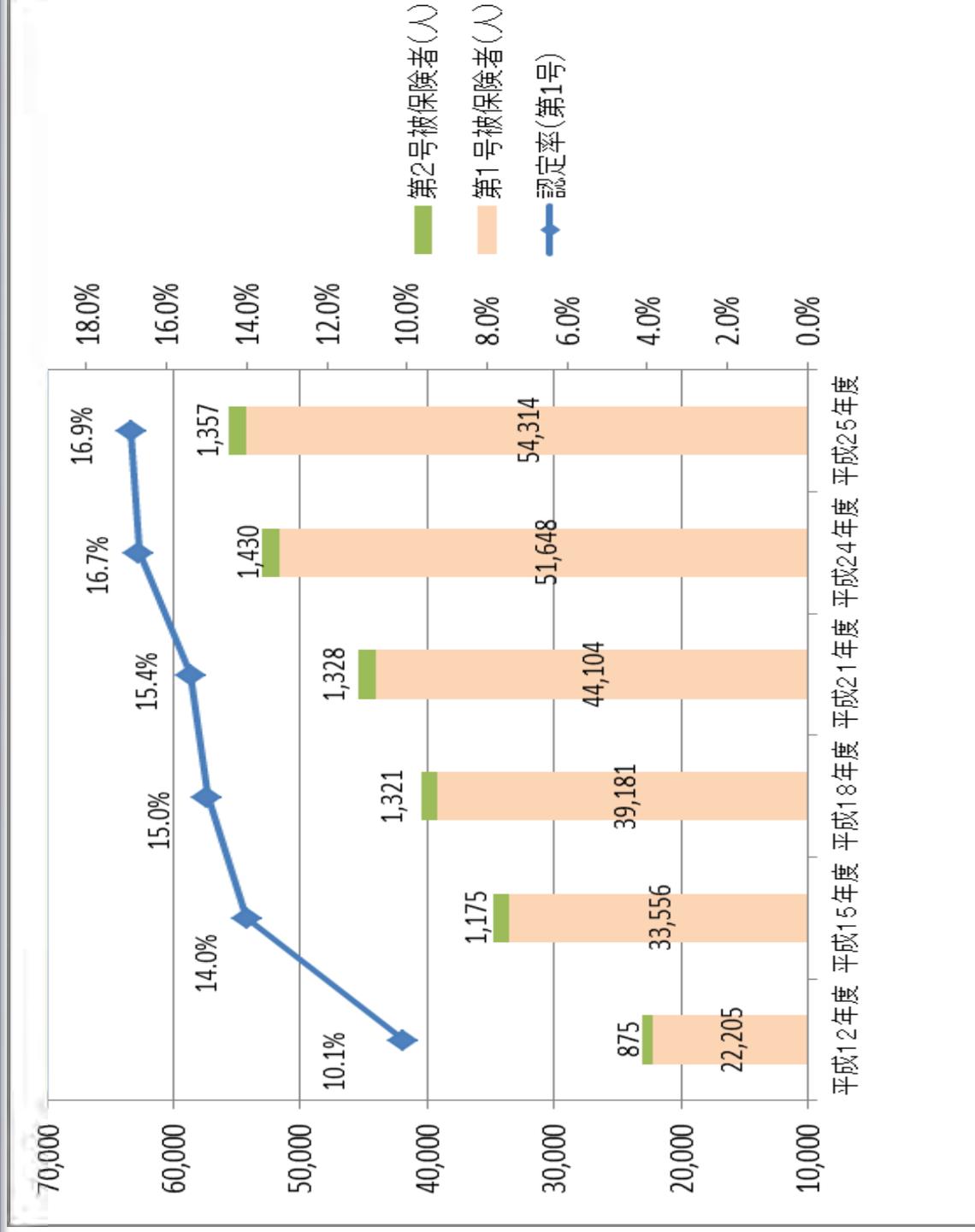
平成22年を100とした場合の高齢者人口の増減推移



(4) 滋賀県における高齢者世帯の推移 [推計]



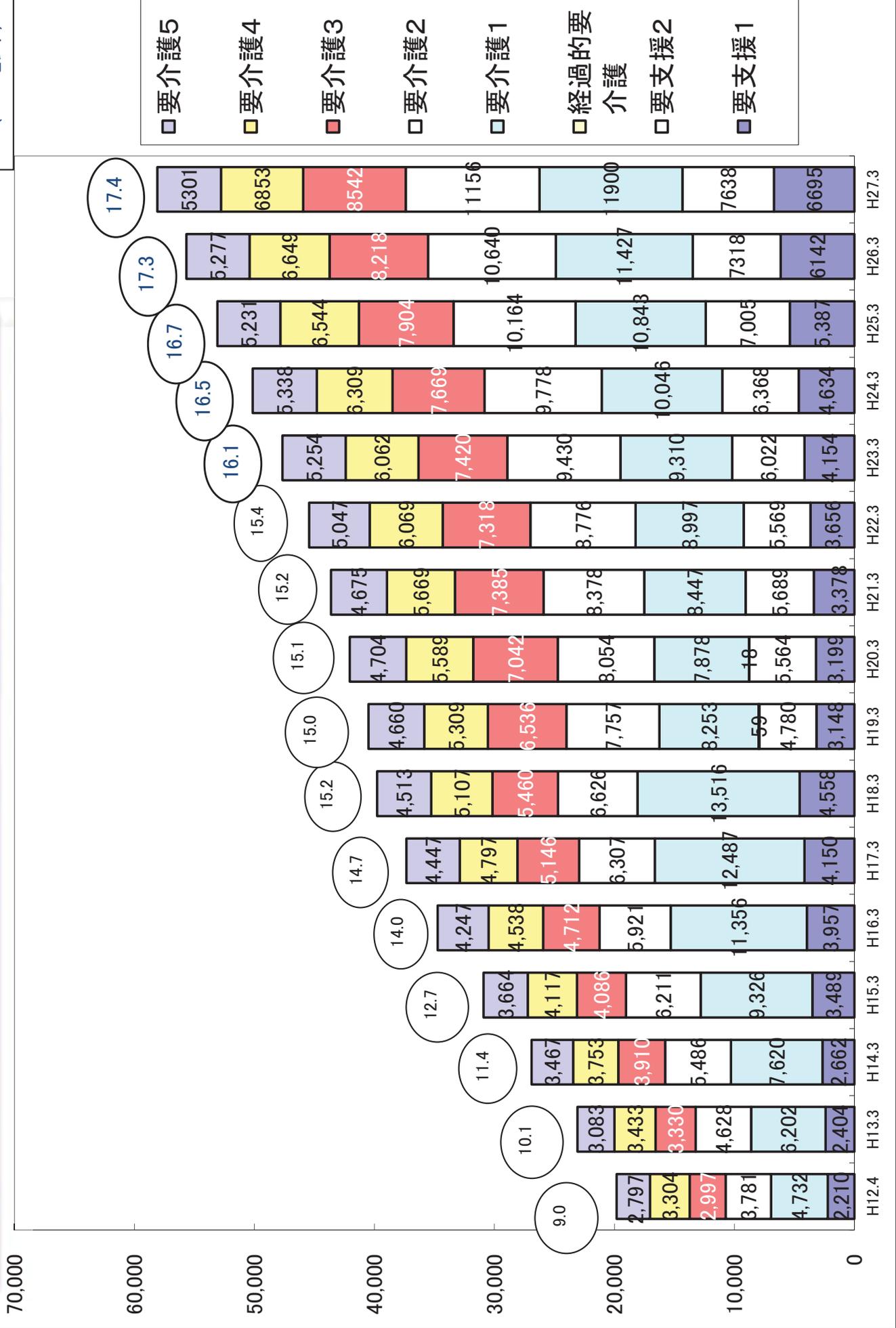
(5) 滋賀県における要介護認定者数と認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告 認定者数は各年度末現在（H25年度は暫定値）

(6) 滋賀県における要介護別認定者数

県内第1号被保険者における認定率
(パーセント)



2. 高齢者施設におけるサテライト型施設について

(1) サテライト型施設の設置を認めている施設

	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
根拠法令	老人福祉法第20条の4	老人福祉法第20条の5	介護保険法第8条第28項
基本的性格	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設
定義	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ養護する施設	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難なものを入所させ養護する施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設
介護保険法上の類型	(特定施設入居者生活介護の指定)	介護老人福祉施設【介護保険法第8条第27項】	介護老人保健施設【介護保険法第8条第28項】
主な設置主体	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 医療法人

(2) サテライト型施設から見た本体施設となり得る施設

	サテライト型 養護老人ホーム	サテライト型 特別養護老人ホーム	サテライト型 介護老人保健施設
養護老人ホーム	×	×	×
特別養護老人ホーム	×	○	×
介護老人保健施設	○	○	○
病院	○	○	○
診療所	○	○	○
本体施設の種別			

×

(今回提案部分)

(3) サテライト型養護老人ホームの人員配置基準（本体施設別）

職種	配置人員数	配置条件	本体施設別の人員配置要件の緩和内容				診療所
			養護老人ホーム	介護老人保健施設	病院(右記以外)	病床数100以上である病院	
施設長	1人	常勤専従					
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	—		置かないことが可	置かないことが可	置かないことが可	
生活相談員	常勤換算方法で入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上	—		置かないことが可			
主任生活相談員	生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	1人以上常勤専従		(置かないことが可)			
支援員	常勤換算方法で一般入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上	—					
主任支援員	支援員のうち1人	常勤					
看護職員	生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	1人以上常勤		常勤換算方法で1人以上	常勤換算方法で1人以上	常勤換算方法で1人以上	
栄養士	1人以上	—		置かないことが可		置かないことが可	
調理員	実情に応じた適当な数	—		置かないことが可			
事務員その他職員	実情に応じた適当な数	—		置かないことが可			置かないことが可

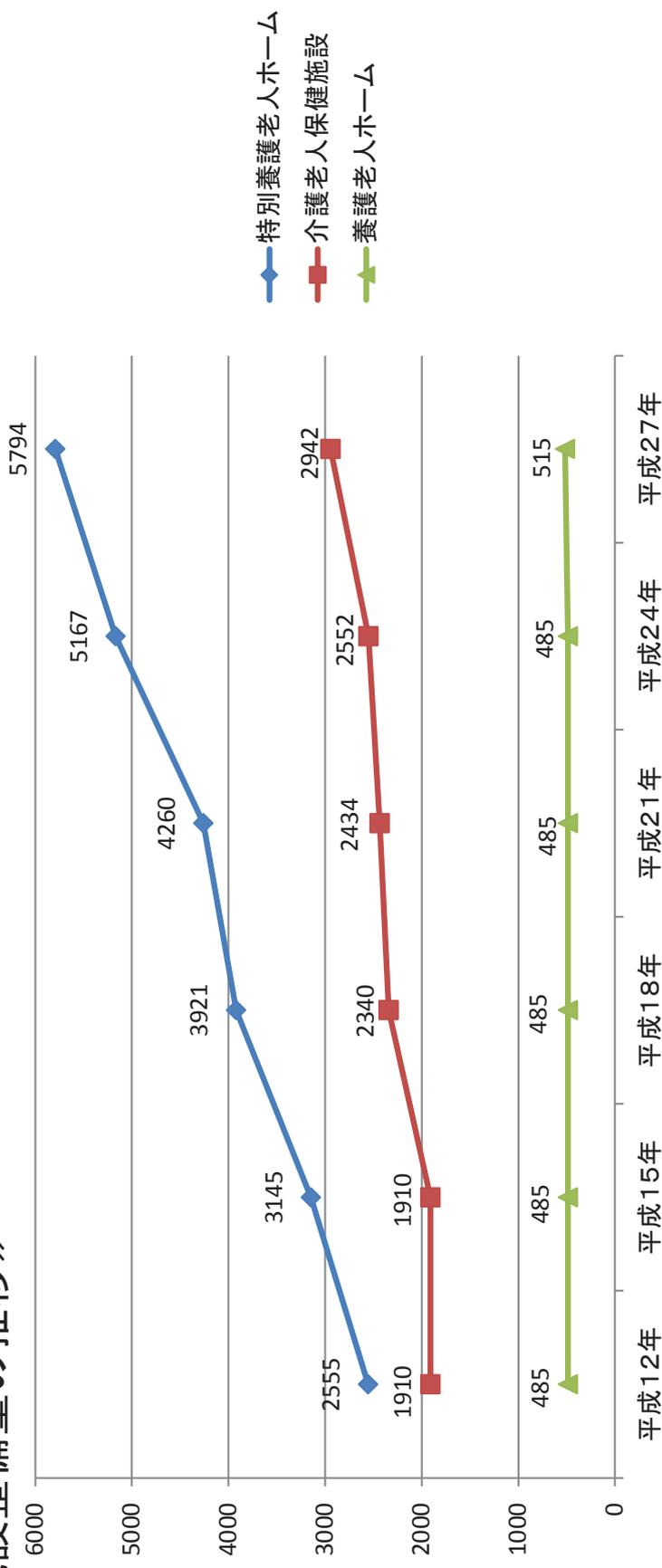
本体施設として規定されていない

(参考) サテライト型特別養護老人ホームの人員配置基準 (本体施設別)

職種	配置人員数	配置条件	本体施設別の人員配置要件の緩和の内容				診療所
			特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	病院(右記以外)	病床数100以上である病院	
施設長	1人	常勤専従					
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	—	置かないことが可	置かないことが可	置かないことが可	置かないことが可	置かないことが可
生活相談員	1以上	常勤	常勤換算方法で1以上	置かないことが可	常勤換算方法で1以上	常勤換算方法で1以上	常勤換算方法で1以上
介護職員又は看護職員	常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	介護職員、看護職員のうち1人以上常勤	看護職員は常勤換算で方法で1以上	看護職員は常勤換算で方法で1以上	看護職員は常勤換算で方法で1以上	看護職員は常勤換算で方法で1以上	看護職員は常勤換算で方法で1以上
栄養士	1人以上	—	置かないことが可	置かないことが可		置かないことが可	
機能訓練指導員	1人以上	常勤	置かないことが可	置かないことが可			
介護支援専門員	1人以上	1人以上常勤	置かないことが可	置かないことが可	指定介護療養型医療施設に限って置かなくても可	指定介護療養型医療施設に限って置かなくても可	
調理員	実情に応じた適当な数	—	置かないことが可	置かないことが可			
事務員その他職員	実情に応じた適当な数	—	置かないことが可	置かないことが可			置かないことが可

3. 滋賀県における高齢者施設の整備状況・整備目標

《《施設整備量の推移》》



《《第6期計画期間中の施設整備の目標》》

(単位:人)

	平成26年度末 整備量 (A)	平成29年度末 整備見込量 (B)	差引 (C=B-A)
特別養護老人ホーム	5,794	6,625	831
介護老人保健施設	2,942	2,944	2
養護老人ホーム	515	558	43

4. 制度改正のニーズ、提案とその効果

制度改正のニーズ①

環境上の理由や経済的な理由に加え、被虐待者など複雑な課題を抱える高齢者が今後も増加することが見込まれることから、養護老人ホームの入所が必要な高齢者も、今後の増加が見込まれる。

制度改正のニーズ②

事業者は、人員配置基準の緩和等により、効率的な養護老人ホームの経営を図りつつ、増加する入所ニーズに対応したい。

制度改正の提案

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」において、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、養護老人ホームを追加。

制度改正による効果

本体施設との密接な連携により、施設の機能を維持しつつ小規模な養護老人ホームを効率的に設置することが可能となり、地域の限られた資源の活用により、増加する養護老人ホームの入所ニーズに対応できる。

